

山鹿市立菊鹿小学校スクールバス運行管理業務仕様書（市所有バス）

1 業務名

山鹿市立菊鹿小学校スクールバス運行管理業務〔市所有バス 2 台〕

2 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）

3 運行計画等

運行計画については、別紙 1 のとおりとする。

運行日数は、年間 2 4 0 日程度とする。ただし、運行日数の 5 % を越える増減が生じた場合は、委託者と受託者が協議の上、解決するものとし、運行日数の 5 % 未満の増減その他軽微な変更については、契約金額の変更はないものとする。

なお、登下校以外の運行については、校外授業等での送迎を含むものとし、その際の運行については、登下校の運行距離等を勘案し、委託者と受託者が協議の上、日数を算定するものとする。

（内訳）

- ・登下校（授業日数 2 3 0 日程度） 登校便 1 便 下校便 2 便
- ・上記以外での利用（市内小中学校の校外授業等の送迎 1 0 日程度）

4 運行路線等

別紙 2 のとおりとする。ただし、児童の状況等に応じて、変更する場合がある。

5 使用車両等

使用する車両は、以下のとおりで受託者に無償で貸与する。

車両名	定員	燃料	駆動方式
三菱ふそう ローザ	2 9 人	軽油	5 速MT
三菱ふそう ローザ	3 3 人	軽油	5 速MT

6 車両の保管場所

車両の保管場所は、山鹿市立菊鹿小学校の駐車場に置く。ただし、当該保管場所に保管できないときは、委託者の指定する場所に保管するものとする。

7 委託業務の基本方針

- (1) 児童の登下校時における送迎業務等を安全かつ確実に行うこと。
- (2) 道路交通法及び関係法規・規定を遵守すること。

- (3) 運転前には、運転士の健康状態を運行責任者の対面にて点呼できること。
- (4) 運転士の休暇取得及び病休等によって欠員が出ないようにすること。
- (5) 車両の整備点検は常に万全の注意を払い、緊急時には速やかに対応出来ること。
- (6) 万が一事故等の場合は、素早く全面的に対応出来ること。
- (7) 運行に際しては以下の事項を遵守すること。
 - ア 児童・生徒には常に笑顔で接し、挨拶や声掛けも欠かさず行うこと。
 - イ シートベルトを必ず着用するよう指導すること。
 - ウ 児童・生徒の乗車、下車時は目視して安全確認後に発車すること。
 - エ 業務中は、車内、車外を問わずいかなる場合も禁煙とする。

8 運行責任者の配置

- (1) 受託者は、業務を円滑に遂行するために運転士以外で運行責任者を配置し、緊急の連絡対応が出来るものとする。
- (2) 運行責任者は旅客運行管理者資格を保有する経験者を配置し、運行開始時間から運行終了時間まで対応出来るようにすること。
- (3) 受託者は、前号に示した資格者の名簿を委託者に提出するものとする。

9 基本的な業務内容

- (1) 児童の登下校時の送迎業務等
受託者は、児童の登下校時の送迎その他学校長と教育委員会が必要と認めた運送業務について、安全かつ確実に遂行しなければならない。
- (2) 車両の保管、清掃、点検等
受託者は、運行の度に、車内の忘れ物の確認及び利用者の置き去りが無いよう確認を行うこと。また、毎日車両の清掃、点検等（外装の清掃（洗車）については、定期的に。）を行い、送迎業務に支障がないよう努めなければならない。なお、車両を使用しない場合は所定の場所に保管すること。給油等についても運行に支障のないよう適宜行うこと。
- (3) 運行業務日誌の作成・報告
受託者は、毎日の運行時間、運行距離、利用者数、運転者等を記載した運行業務日誌を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

10 緊急時の対応及び連絡等

- (1) 自然災害等が発生又はその恐れがある場合は、学校長と協議の上、対応を決定し、教育委員会に報告すること。
- (2) 万一、事故及び不足の事態等が発生した場合は、直ちに緊急連絡先に連絡するとともに、教育委員会及び学校長と協議の上、事故等の処理にあたること。

1 1 教育研修

受託者は、運行管理者及び運転士の安全で確実な業務遂行と緊急時の速やかな対応が出来るよう定期的な教育体制を整えておくこと。

1 2 損害賠償責務

受託者は、委託業務中に第三者に損害を与えたときは、委託者で加入する保険にてその損害の賠償を行うものとする。ただし、運転士に係る保険については受託者において加入するものとする。

1 3 費用負担

委託者と受託者が負担すべき運行費用の区分は以下のとおりとする。

費 用	内 容	委託者	受託者
人件費	給与、通勤費、福利厚生費等		○
車両整備費	車検整備費、継続検査費、法定点検費、車両修繕費、タイヤ購入交換費、エンジンオイル、エレメント代、重量税、自賠責保険	○	
燃料費	軽油代	○	
消耗品	清掃用品等		○
保険料	対人、対物、人身傷害、車両保険	○	
保険料	運転士		○
教育研修費			○

1 4 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、この業務により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承認を得た場合はこの限りでない。

1 5 その他

本仕様書に定めのない項目であっても、委託業務に付随する業務は誠意を持って実施すること。

令和7年度スクールバス・タクシー時刻表

【菊鹿小学校】

矢谷線(バス)

	乗降所	人数	登校便	下校便①	下校便②	備考
①	番所公民館	1人	7:14	↑	↑	
②	矢谷公民館	4人	7:24	↑	↑	
③	相良公民館	5人	7:29	↑	↑	
④	三井原橋	3人	7:32	↑	↑	
⑤	8区公民館前	6人	7:35	↑	↑	
	菊鹿小学校	計 19人	7:45	14:40	16:15	

※下校時刻は目安です。

年の春線(バス)

	乗降所	人数	登校便	下校便①	下校便②	備考
①	年の春公民館	2人	7:15	↑	↑	
②	康栄土木前	2人	7:18	↑	↑	
③	深瀬体育館	2人	7:23	↑	↑	
④	鶴の前	13人	7:28	↑	↑	
⑤	原	10人	7:33	↑	↑	
	菊鹿小学校	計 29人	7:45	14:40	16:15	

※下校時刻は目安です。

- * 下校便の出発時刻は時季や学校のスケジュールにより変動しますので、学校からの予定表にてご確認ください。
- * 各乗降所でのバスの停車時間は予定時刻から1分間です。1分経過後は、児童が揃っていない場合でも出発します。時間に余裕をもって集合してください。
- * スクールタクシー利用で欠席の場合は、必ず午前7時00分までに、運行业者まで連絡してください。



